

放射性物質汚染対処特措法省令事項素案について
のパブリックコメントに対する意見書

2011年（平成23年）11月14日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

- 1 指定廃棄物の指定基準について（放射性物質汚染対処特措法（以下「法」という。）第17条第1項）について

指定廃棄物の指定基準は、セシウム134及びセシウム137の放射能濃度の合計値が、1キログラムあたり8000ベクレル以上とすべきである。

- 2 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定の申請（第18条第1項から第3項まで）について

福島県以外の場所においても、側溝の汚泥・廃棄物など少ない量であっても集積することによって放射能濃度が基準を超える廃棄物が存在している。そうしたものについては、広く申請を受け付けるべきである。

- 3 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件（第23条第1項及び第2項）及びその収集、運搬、保管について

事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある一般廃棄物は広く特定一般廃棄物として、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある産業廃棄物は広く特定産業廃棄物として扱うべきである。

特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の収集、運搬、保管については、法に定めがないが、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるものである以上、収集、運搬、保管の際に、環境への影響及び作業に当たる者への影響が予想される。

例えば、刈り取られた雑草が大量に集められた場合、集積することによって、放射線量が高くなり、環境への影響及び作業に当たる者への影響が生じるおそれがあるが、それらの点について、何らの規定が存在しないまま、廃棄物処理法を一般的に適用して、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがない廃棄物と同様の収集、運

搬，保管をすることは極めて不適切である。

要件を省令で定めるに際し，特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の収集，運搬，保管についても，基準を設定すべきである。

4 汚染状況重点調査地域の指定（第32条）及び除染実施計画を定める区域（第36条）について

汚染状況重点調査地域及び除染実施計画を定める区域に当たっては，市町村単位で定めるものとし，市町村の中に，追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以上となる地点が存在する場合には，当該市町村全域について，汚染状況重点調査地域及び除染実施計画を定める区域とすることができるようにすべきである。

一般的な放射線量が必ずしも高くない地域でも，側溝や砂場など放射性物質が集積しやすい地点において，高い放射線量が測定される例が散見されている。そのような場合，市町村としては，子どもたちの生活圏から放射性物質を除去するために，徹底した除染をすることが強く求められていることが多い。そもそも，本件の汚染は，国と東京電力の責任によるものであり，両者の責任と負担で除染は実施されるべきであり，市町村の負担とされるべきでないのであるから，一般的な放射線量が必ずしも高くない場合でも放射性物質が集積しやすい地点において，高い放射線量が測定され，市町村の中に，追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以上となる地点が存在する場合には，当該市町村全域について，汚染状況重点調査地域及び除染実施計画を定める区域とすることができるようにすべきである。

5 汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定（第34条）について

子どもへの被ばく防止という観点からは，地上1mでの測定では不十分である。地上10cmから50cmの地点での測定を合わせ実施するとすべきである。

6 除染実施計画の策定（第36条）について

法第36条により，除染実施計画の策定権限を有するのは，都道府県知事又は政令で定める市町村の長（以下「都道府県知事等」という。）とされるが，政令で定められていない市町村が除染実施計画を策定した場合であっても，都道府県はそれを尊重し，都道府県が策定する除染実施計画に反映すべきである。

さらに、除染実施計画の策定においては、子どもの生活環境に十分配慮するとともに、今後長期にわたる影響を及ぼしかねない果樹園などの除染を早急に実施するなど、優先順位を考慮したものとし、かつ、地域住民の参加の下に策定すべきである。

7 土壌等の除染等の措置の基準（第40条）について

(1) 除染の際の環境対策を完全に

今まで除染の際に、子どもの通学路の横で土ぼこりを立てて実施したり、大量の水で洗浄して下流域へと汚染を移動させたりするなど、環境・人々の生活健康への影響を十分考慮されていない例が散見されている。

除染の際の環境対策については抽象的な定めでは不十分である。

第1に、粉じんなどを立てるような方法を厳しく制限し、かつ、粉じん飛散防止のための覆いを義務付けるなど具体的な飛散防止を基準として定めるべきである。

第2に、水による洗浄以外の方法で除去できる事故由来放射性物質は可能な限りあらかじめ除去するものとするなど、洗浄による流出を具体的に防止するための基準を定めるべきである。

(2) モニタリングについて

土壌等の除染等の措置を実施した者は、当該措置が適切に実施されたことを確認するため、当該措置の前後においてモニタリングを行い、効果の確認を行う必要がある。その場合、放射性物質の濃度を測定することを推奨すべきである。

さらに、地形等の理由により、土壌等の除染等の措置を行った土地等が、再度事故由来放射性物質により汚染される場合があることが想定される場所においては、当該措置の後に定期的なモニタリングを行うものとするべきである。

(3) 仮置き場について

仮置き場については、環境対策について周辺住民の参加の下で実施すべきであり、情報も完全に公開すべきである。

(4) 作業従事者の安全を確保すべきこと

環境汚染への対処の実施に当たっては、作業を行う者の安全が確保されることが極めて重要である。

このため事業者は、環境汚染への対処に従事する者の放射線防

護等労働安全衛生に細心の注意を払い，当該従事者が受ける線量の管理，当該従事者が知識を得る機会の提供等を行うものとする。

また，地方公共団体は，住民，ボランティア等が土壌等の除染等の措置を行う場合にあつては，当該措置を行うに当たつての作業方法及び留意事項を周知すること，専門家の助言及び指導を得ること等により，土壌等の除染等の措置が安全かつ着実に行われるようにするものとする。このため国は，専門家の派遣，必要な情報の提供等必要な措置を行うものとするべきである。

以 上